

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年12月20日（令和5年（行情）諮問第1164号）

答申日：令和8年3月25日（令和7年度（行情）答申第1052号）

事件名：特定の開示決定等で特定された文書の原本をつづっている行政文書ファイル等につづられた他の文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求された「防官文第15782号（2023.5.23一本本B360）で特定された文書の原本を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」に係る行政文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の概要

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年10月6日付け防官文第20766号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の概要

#### 1 経緯

本件開示請求は、「防官文第15782号（2023.5.23一本本B360）で特定された文書の原本を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、本件対象文書は法5条3号に該当するため、令和5年10月6日付け防官文第20766号により、法9条2項の規定に基づく不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

本件対象文書の全てについては、防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不開示決定の取り消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、その全てが同条3号に該当するため不開示としたものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年12月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 令和8年3月18日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書について次のとおり説明する。

ア 開示請求文言にいう「防官文第15782号(2023.5.23-本本B360)」とは、先行決定された別件開示請求を指し、本件開示請求は、別件開示請求で特定された文書の原本を綴っている行政文書ファイル等のうち、別件開示請求で特定された文書以外の全ての開示を求めているものと解し、これに該当する行政文書(本件対象文書)として、防衛省情報本部(以下「情報本部」という。)の特定部署が特定年度中に作成した行政文書ファイル内に含まれる全ての文書(別件開示請求で特定された文書を除く。)を特定した。

イ 本件対象文書は、情報本部の特定部署が特定年度中に作成した情報資料の全て（別件開示請求で特定された文書を除く。）であり、その名称及び数量を含め、これを公にすることにより、特定部署の体制、分析対象となる事象及び分析要領等が明らかとなり、防衛省・自衛隊の情報関心、情報収集能力及び情報分析能力等が推察され、今後の情報収集及び分析活動に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 本件対象文書を不開示とした理由について、諮問庁は、上記(1)のとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該文書は、情報本部が国際情勢等に関して作成した情報資料であると認められる。

本件対象文書は、その名称及び数量を含め、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑